

4 経営第 1853 号  
令和 4 年 12 月 2 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者確保緊急対策実施要綱の一部改正について

新規就農者確保緊急対策実施要綱が一部改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施について適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。